

令和8年8月12日

第4回 北海道地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込要領によりお申込みください。

記

- 1 日 時 令和8年8月21日(金)午前10時00分～
- 2 場 所 札幌第1合同庁舎 6階南側会議室
札幌市北区北8条西2丁目1番1
6階に北側にも会議室もございますが、
会場は南側の会議室です。
- 3 議 題 北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出
について 他
- 4 傍聴者 若干名
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴を希望される方は、電子メールにて、氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び所属を明記の上、下記のメールアドレスまでお申し込みください。
申込締切日は、令和8年8月17日(月)必着 です。
申込先メールアドレス：chingin@hkdrdk.go.jp
当選のご連絡を電子メール(申し込みいただいた時のメールアドレスに送付)にて行います。
 - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。
抽選の結果、当選され傍聴できる方に対して後日電子メールでご連絡いたします。
(傍聴できない方については、ご連絡いたしません。)
 - (3) 当日は、審議開始 10 分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められません。なお、事前にお申込みいただいたご本人であることを確認さ

せていただく場合がございますので、本人であることを証明できるものをご持参ください。

6 その他

- (1) 傍聴できる方には、電子メールで連絡しますので、当日は、こちらより送付されたメールを印刷（若しくはタブレット・スマートフォン等で画面を掲示）したものを審議会場受付に提示してください。
- (2) 傍聴される場合には、別添「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- (3) 車椅子をご使用なされる方は、事前にご連絡をお願いいたします。また、介助の方が同伴される場合は、その方のお名前も併せてお書きください。
- (4) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
- (5) 傍聴時のマスクの着用については個人の判断とさせていただきます。

【お問合せ先】

北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 札幌第 1 合同庁舎 9 階
北海道労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金係
電話 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1（内線 3 5 3 3）

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ、ＩＣレコーダー等の使用はできません。
- 4 傍聴人は、意見を述べることはできません。また、静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に賛否を表明すること、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 7 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内での着用はできません。
- 8 銃刀類、その他危険なもの、プラカード等その他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを携帯している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 9 その他、北海道地方最低賃金審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- 10 なお、これらの事項を遵守いただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。

北海道地方最低賃金審議会
北海道地方最低賃金審議会事務局